

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に所在する会社C（以下「会社」という。）に採用され、トラックの運転業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日午後4時頃、会社内の車庫で同僚がトラックの荷台にシートを掛けていたので、それを手伝おうとしてトラックの荷台に乗り、シートを掛ける作業を行っていたところ、誤って地面に転落し頭部を負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、直ちに、D病院に受診し、「脳室内出血」と診断され、さらに、同年〇月〇日にE整形外科に受診し、「左第8肋骨骨折、右肩鎖関節捻挫、頸部捻挫」と診断された。

監督署長は、本件負傷を業務によるものと認め、平成〇年〇月〇日までの療養補償給付等を行ったところ、請求人は、同年〇月下旬頃から頸部に痛みが出現したとして、同年〇月〇日に、Fクリニックに受診し、「外傷性頭頸部症候群、頸椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件負傷により本件傷病を発症したものであるとして、平成〇年〇月〇日からの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は本件負傷と明らかな因果関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人に持続する頸部痛、ふらつき等の症状が、本件負傷による「頸椎捻挫」を発症したためであると主張している。

「頸椎捻挫」とは、過伸展過屈曲症候群とも言われるように、通常、自動車の追突事故等において頸部の過伸展及び過屈曲が連続的に生じる状況で生じるものである。もっとも、本件負傷のように脳室内出血を生じるほどの頭部外傷においては、頭部に作動した外力が頸部にも波及し、「頸椎捻挫」を発症させる可能性が全くないとはいえない。そこで、当審査会として、請求人らの主張する症状が本件負傷によるものか否かについて検討すると、以下のとおりである。

(2) 請求人が、本件負傷直後に受診したD病院で、請求人は「脳室内出血」と診断されており、続いて受診したE整形外科では「左第8肋骨骨折、右肩鎖関節捻挫、頸部捻挫」と診断されている。その後、請求人は、本件負傷後約1か月を経過した平成○年○月下旬頃、頸部痛が出現したとして、同年○月○日に、Fクリニックに受診し、本件傷病と診断されている。

(3) 請求人の主治医であるG医師は、平成○年○月○日付け意見書において、頸部捻挫による頸部痛は、受傷から約1か月が経過した平成○年○月○日に訴えがあったが、転落して頭部を打撲した状況より勘案すると、本件負傷により生

じたものと思われる」と述べている。しかし、これは、本件負傷時の状況からの推測を述べているものであり、「頸椎捻挫」の客観的な診断根拠を示してはいない。また、G医師は、同意見書において、請求人の頸部痛などの訴えが約1か月も経過してから始まった理由は、他の右肩鎖関節捻挫、左肋骨骨折の疼痛が当初は激痛であったため、頸部痛の訴えよりも優先された結果であり、多発外傷ではよくあることだと思ふ旨述べているが、これは、多発外傷のケースで激痛を有する部位があり、それ以外の部位の疼痛が自覚されない可能性があることを述べているものであり、あくまで推論に過ぎず、裏付けとなる根拠は示されていない。

- (4) H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、頸椎椎間板ヘルニアについて、要旨、「頸部レントゲン、頸部MRIにて、C5/6/7に軽度ヘルニアを認める。受傷後から症状が出現している状況をみると、本件負傷との因果関係は皆無であるとは言い切れない。」と述べているものの、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、外傷性頭頸部症候群について、要旨、「事故前の客観的なデータを示す画像がないため比較できず、本件負傷との因果関係は不明である。」と述べている。

この点について、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「頸椎X線画像上、変性による頸椎症を認め、頸部MRI上、C5/6、C6/7で椎間板の膨隆を認め、神経根の圧排像は認めない。請求人の年齢からすると加齢変化によるもの。」と述べており、さらに、同医師は、本件傷病に関する臨床所見が記載されていないため、診断根拠が不明であると述べている。

I医師の意見は、主治医の意見書には、本件傷病の診断上、重要な神経学的所見（知覚異常の有無及び分布、腱反射、ジャクソンテストの異常の有無等）が記載されていないこと等を指摘しているものと判断できるものであり、当審査会としても、本件傷病とされる頸椎椎間板ヘルニアは加齢変化が主因であり、外傷性頭頸部症候群が本件負傷に起因することを示す客観的な根拠は認められないものと判断する。

- (5) 請求人は、要旨、「平成〇年頃から健康診断で高血圧（140/90mmHgあるいは145/100mmHgくらい）を指摘されたが、治療は受けていなかった。本件負傷後、血圧が170まで上がってしまい、降圧薬（商品名ノルバスク）が処方され服用している。」旨述べている。この点、H医師は、請求人の

症状経過について、要旨、「高血圧、めまいがひどく、頭痛、しびれ、めまい等がup and downを繰り返している。」と述べている。

当審査会としては、請求人の頭痛、しびれ、めまい等の症状は、請求人の私病である高血圧の悪化が関与している可能性も、否定できないものと思料する。

(6) 以上みたように、請求人の頸部痛等の症状は、本件負傷から約1か月を経過して訴えられたものであるところ、「頸椎捻挫」による頸部痛等の症状は、医学的には、通常、当日、遅くても翌日には生じるとされていること、加えて、本件負傷により「頸椎捻挫」を発症したことを説明しうる医証等の客観的根拠も認められないことから、請求人の頸部痛等の症状は、本件負傷により「頸椎捻挫」を発症したためであるとする請求人らの主張は認められない。

3 以上のとおりであるので、本件負傷は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。